

## 有償譲渡の届出（第4条）

公拡法第4条は、土地所有者が民間取引によって、以下の要件を満たす土地を有償で譲渡しようとする場合、その取引が成立する前に、あらかじめ市長に届け出ることを義務づけています。

[届出が必要な場合（公拡法第4条第1項）]

### 公拡法第4条により届出が義務づけられている土地

#### 1. 次の（1）～（5）に該当する土地を含む200㎡以上の一団の土地

（1）都市計画施設（都市計画決定された都市施設）の区域内に所在する土地

注：都市施設とは、道路、公園、河川、学校、病院など、都市計画法第11条第1項の各号に定められた施設をいいます。

（2）都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるもの

① 道路法により道路の区域として決定された区域内に所在する土地

② 都市公園法により都市公園を設置すべき区域として決定された区域内に所在する土地

③ 河川法により河川予定地として指定された土地

④ ①から③までに掲げる土地に準ずる土地として政令で定める次の土地

a 文化財保護法により指定された史跡、名勝または天然記念物に係る地域内に所在する土地で、市長が指定し公告したもの

b 港湾法により港湾計画に定める港湾施設として公示された土地

c 航空法により飛行場の用に供する土地の区域として決定された土地

d 高速自動車国道法により高速自動車国道の区域として決定された土地

e 全国新幹線鉄道整備法により行為制限として指定された土地

（3）大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の規定による土地区画整理促進区域内の土地についての土地区画整理事業で、知事が指定し、主務省令で定めるところにより公告したものを施行する土地の区域内に所在する土地

（4）都市計画法により住宅街区整備事業の施行区域として定められた土地の区域内に所在する土地

（5）都市計画法による生産緑地地区の区域内に所在する土地

#### 2. 市街化区域内で5,000㎡以上の一団の土地

[届出が必要ない場合（公拡法第4条第2項）]

下記のいずれかに該当する場合は届出は必要ありません

- (1) 国または地方公共団体に譲渡される場合
- (2) 文化財保護法の適用を受ける場合
- (3) 都市計画施設または土地収用法第3号各号に掲げる施設に関する事業のために譲渡される場合
- (4) 都市計画法の開発許可を受けた区域に含まれる場合
- (5) 都市計画法第52条の3、第57条の2、第66条に関する土地の区域に含まれる場合
- (6) 届出を行った土地で、公拡法第8条の譲渡制限期間（注1）が経過した後、有償譲渡する場合
- (7) 国土利用計画法第12条により指定された区域（規制区域）に含まれる場合
- (8) 国土利用計画法第27条の4（注視区域）、第27条の7（監視区域）に関して第27条の4による届出をする場合
- (9) 面積が政令で定める規模未満（200㎡未満）のもの、そのほか政令で定める要件（注2）を満たすものである場合

※（7）（8）については、葛城市に該当する個所はありません

（注1）《譲渡制限期間について》

買取り希望のない旨の通知（届出・申出の日から3週間以内）があるまで、もしくは買取り希望の通知があった日から3週間以内（届出・申出の日から最長6週間以内）

（注2）《政令で定める要件》

- ① 当該土地が農地もしくは再送放牧地であり、かつ、これらの土地の譲渡につき農地法の許可を受けることを要する場合
- ② 国土利用計画法施行令第17条の二第一項第六号に掲げるものに該当する場合